

普通厚生共済



養老共済


定期満期共済

+ 医療共済 

加入年齢 0歳~75歳
5・10・15・20・25・30年満期

ぽけと

中途給付共済

+ 医療共済 

加入年齢 0歳~68歳
12年満期

2020年4月改訂



養老共済



万一と 病気・ケガに



一定期間

備える。



将来の資金を 蓄える。



がんを手厚く保障。



通院に備える。



海難・交通事故を
上乗せ保障。



生活習慣病や女性疾病を
手厚く保障。

ご説明内容に分かりにくい点がありましたら組合またはJF共水連までおたずねください。


組合名

これらの共済は、それぞれ次の保障を希望される方におすすめする共済です。

定期満期共済 + 医療共済 

ぽけと

中途給付共済

+ 医療共済 

一定の期間の保障を確保し、
満期時に満期共済金を受け取りたい。

定期満期共済

一定の期間の保障を確保し、所定の
期間ごとに給付金を受け取りたい。

中途給付共済

病気やケガによる入院・手術の
医療保障をつけたい。

医療共済

病気やケガによる入院・手術の
医療保障をつけたい。

医療共済

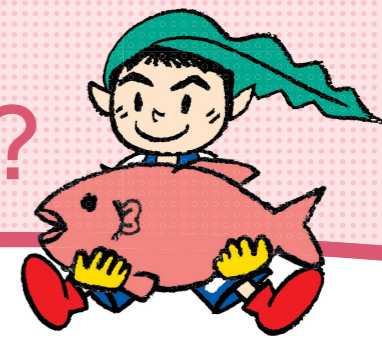
保障内容がご意向と異なる場合は、組合またはJF共水連までおたずねください。

JF共済 <http://www.kyosuiren.or.jp/>

A109612(2020.03.DN 40,000)

JF共済

備えの必要性について、考えてみませんか？



備えのかたちは人それぞれです。

働き方や家族構成など、ひとによってさまざまな生き方と保障ニーズがあります。たとえば下の例は、お子さまが生まれたばかりの30歳男性が、お子さまの自立(大学卒業)や、自身の還暦までをしっかりと保障し、満期共済金も活用できるプランです。



心配事 自分に適した保障を設計できるだろうか…?

生活習慣病の患者数。

食生活の乱れ、運動不足、喫煙等によって引き起こされるといわれる生活習慣病。死因の上位を占める**生活習慣病を患っている方が、全国にたくさんいます。**

主な生活習慣病による総患者数	
がん	178.2万人
糖尿病	328.9万人
脳血管疾患	111.5万人
心疾患 (高血圧性のものをのぞく)	173.2万人
高血圧性疾患	993.7万人

いわゆる脳卒中は、入院が長引く場合があります。

平均入院日数	
<も膜下出血…	104.2日
脳内出血 ……	107.3日
脳梗塞 ……	78.3日

出典：厚生労働省「平成29年患者調査」

心配事 生活習慣病の備えが手薄ではないだろうか…?

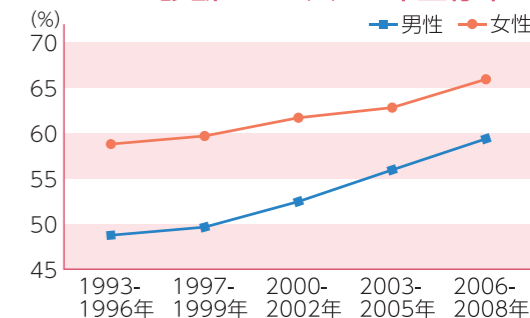
日本人の約2人に1人*がかかる病気、がん。がん診断後の生存率が上がっています。

*公益財団法人 がん研究振興財団「がんの統計'17」

医療技術の進歩等により、がんと診断されてからの5年生存率が増えています。治療に専念するために、**入院・手術・放射線治療等の備えが必要**です。

心配事 お金の心配をせずがん治療に専念したい…。

がんと診断された人の5年生存率



国立がん研究センター 地域がん登録による生存率データ(1993~2008)をもとに作成

その**心配事**に、JF共済がお応えします!



貯蓄しながら、万一・病気・ケガに備える。

満期時には満期共済金をお受け取りいただけるので、一定期間の保障をしながら生活スタイルにあわせた資金造成ができます。

ライフプランに合わせて自在に設計

ご自身のライフプランに合わせた保障内容はもちろん、共済期間・共済金額(満期共済金の額を変更することにより、共済掛金の調整が可能です。)をお選びいただけます。

定期満期共済

+ 医療共済

貯蓄と保障

一定期間の保障をしながら、満期時には満期共済金をお受け取りいただけます。

加入年齢 > 0歳~75歳 5・10・15・20・25・30年満期

ぽけと

中途給付共済

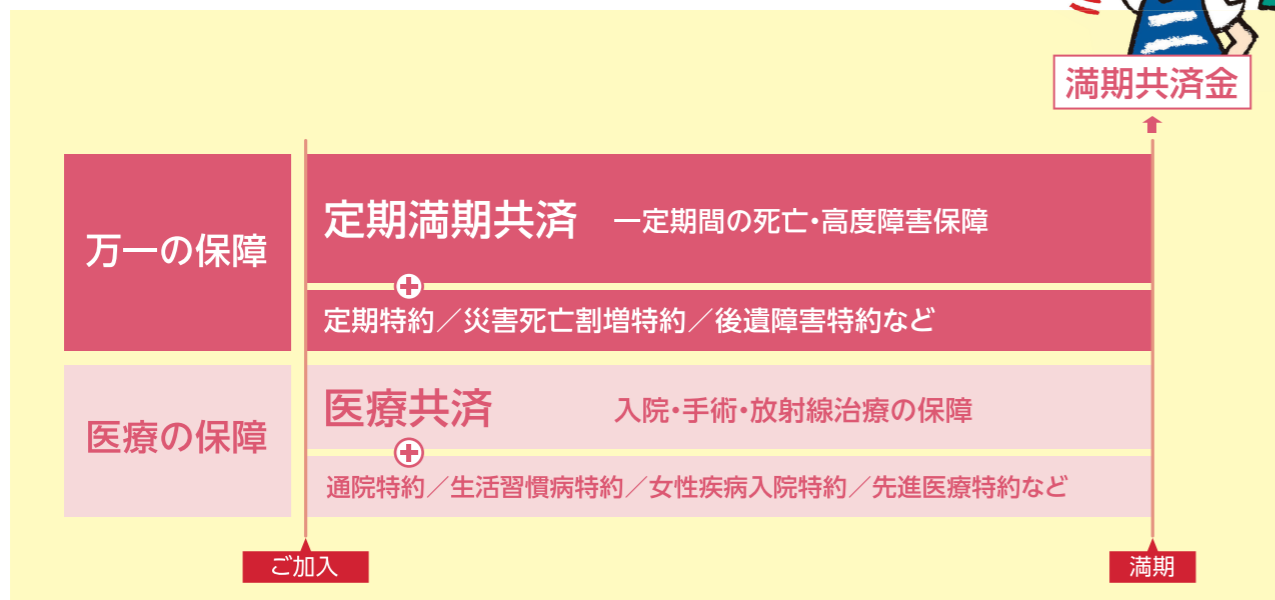
+ 医療共済

3年ごとに給付金

一定期間の保障をしながら、満期共済金のほかに3年ごと(ご契約から3年・6年・9年目)に給付金があります。

加入年齢 > 0歳~68歳 12年満期

定期満期共済 + 医療共済 共済のしくみ



医療保障はご要望に応じて、各種特約をお選びいただけます。

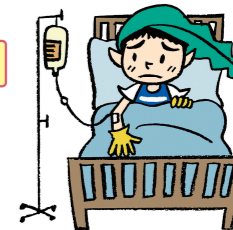
医療共済	生活習慣病特約 女性疾病入院特約	通院特約	先進医療特約
あり 60日 200日 1,200日	あり	あり	あり
なし	なし	なし	なし

※医療共済の1回の入院支払限度日数は特約の付加により変更することができます。
※先進医療特約は病気やケガを保障する場合の医療共済に付加できます。

医療の保障

病気やケガでの入院をしっかりと保障。医療共済

入院日額を1万円に設定した場合、共済期間中は1万円×入院した日数をお支払いします。しかも、入院が5日未満(日帰りを含む)であっても、5日分の共済金をお支払いします。



がん治療を応援。入院日数無制限で保障します。医療共済

がんによる入院の場合は、**日数無制限**※で保障します。
※がん以外の病気・ケガによる1回の入院は200日(1,200日、60日も選べます)まで。

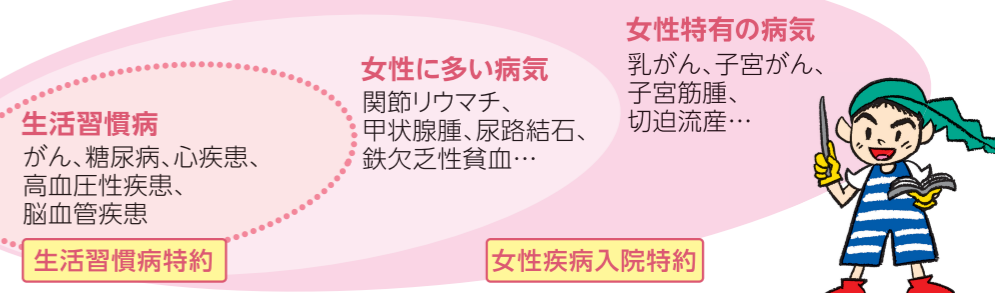
幅広い手術・放射線治療を保障。医療共済

公的医療保険制度の対象となる**手術・放射線治療**※について、下図のとおりお支払いします。
※「創傷処理」や「抜歯手術」などの手術を除きます。

公的医療保険制度の対象となる手術		公的医療保険制度の対象となる治療	
手術保障	入院中の手術 入院日額の 20倍	放射線治療	入院日額の 10倍
	入院中の開頭・開胸術 入院日額の 40倍		総放射線量にかかわらず 60日に1回 の支払い
	外来の手術 入院日額の 5倍		

生活習慣病や女性特有の病気にしっかりと備える。生活習慣病特約 女性疾病入院特約

生活習慣病や女性特有の病気での入院・手術・放射線治療について手厚く保障したい方に、**共済金を上乗せしてお支払い**します。



ケガや病気の通院保障。ギプスでも保障。通院特約

ケガで5日以上通院した場合、**通院日数分**の共済金をお支払いします。病気やケガで入院した場合は、**退院後の通院日数分**をお支払いします。
※ケガによる骨折や筋・腱・靭帯損傷で所定のギプスを装着した場合、その固定期間について通院したものとみなします。
※がんの場合は、退院日の翌日から200日以内の通院を**通算日数無制限**で保障。

通算2,000万円までの先進医療保障。先進医療特約

全額自己負担(公的医療保険制度の対象外)である先進医療を**通算2,000万円まで**保障。「先進医療にかかる技術料」に相当する金額をお支払いします。

万一の保障

万一の死亡・高度障害を保障。満期時には満期共済金をお支払い。

共済期間中、病気やケガで万一の場合に**死亡共済金・高度障害共済金**をお支払いします。所定の高度障害となった後も、**生存を条件に高度障害共済金の10%を5年間お支払い**します。そして満期を迎えられたときは、満期共済金をお支払いします。



災害事故を手厚く保障。災害死亡割増特約

不慮の事故による万一のとき、死亡共済金・高度障害共済金に**共済金を上乗せ**します。海難事故や交通事故で万一の場合は、さらに給付金を上乗せしてお支払いします。



海難事故で万一のとき

海難特別給付金
災害死亡割増特約共済金額の **30%上乗せ**



交通事故で万一のとき

交通事故割増給付金
災害死亡割増特約共済金額の **30%上乗せ**

ご存じですか?

2018年は1年間で **漁船の海難事故 約540件** **交通事故 約43万件** 発生しています。

「平成30年海難の現況と対策」(海上保安庁)、「平成30年中の交通事故の発生状況」(警察庁)をもとに作成

後遺障害を手厚くサポート。後遺障害特約

大きなケガから小さなケガまで体の隅々にわたる後遺障害を等級別に1~12級まで、**153項目にわたり幅広く保障**します。

A type 10型 / 100万円

加入年齢 15歳～75歳
5・10・15・20・25・30年満期

※割戻金(割戻金据置特約を付加されている場合は、据置割戻金)は、今後の経済情勢や決算状況により支払われないことがあります。



万一の保障

後遺障害

病気	万一のとき	1,000	万円
	高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)	1,000	万円 (100万円×最高5回 *1)
災害	万一のとき	2,000	万円
	高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)	2,000	万円 (200万円×最高5回 *1)
	海難事故で万一のとき *2	300	万円上乗せ
	交通事故で万一のとき	300	万円上乗せ
	後遺障害のとき *3	(1級) 1,000	万円 ~ (12級) 20



医療の保障

充実した医療の保障

病気・ケガ	入院したとき	がんは1入院・通算入院日数無制限 日帰りから保障! 5日未満でも5日分お支払い!	病気 1日あたり 10,000円 ケガ 1日あたり 10,000円	がん以外1入院200日まで通算入院日数無制限 *4 1入院200日まで通算入院日数無制限 *4
	手術したとき		病気 入院中の開頭・開胸術 40万円 ケガ 入院中の開頭・開胸術 40万円	入院中の手術 20万円 外来の手術 5万円 入院中の手術 20万円 外来の手術 5万円
	放射線治療を受けたとき		病気 1回あたり 10万円 ケガ 1回あたり 10万円	60日以内のお支払いは1回まで 60日以内のお支払いは1回まで
生活習慣病・女性疾病	通院したとき	がんは退院日の翌日から200日以内の通院を日数無制限で保障! ギプス固定期間も保障! *5	病気 1日あたり 5,000円 ケガ 1日あたり 5,000円	1回の通院を初日から最高30日まで、がん以外通算通院日数600日まで *6 がんは通算通院日数無制限 1回の通院を初日から最高90日まで、通算通院日数600日まで *6 *7 5日以上通院したとき、あるいは入院後1日以上通院したときに初日から保障します。
	入院したとき	がんは1入院・通算入院日数無制限	1日あたり 10,000円上乗せ	がん以外1入院200日まで、通算入院日数無制限
	手術したとき		入院中の開頭・開胸術 40万円上乗せ	入院中の手術 20万円上乗せ 外来の手術 5万円上乗せ
先進医療	放射線治療を受けたとき		1回あたり 10万円上乗せ	60日以内のお支払いは1回まで
	先進医療で治療等を受けたとき		1回あたり 2,000万円 ~ 1万円	◎先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合 『先進医療にかかる技術料』 ◎先進医療にかかる技術料が1万円未満の場合『1万円』 ◎共済期間中の通算限度額は、2,000万円。

10年・20年・30年満期 保障内容

養老共済	100万円
定期特約	有 900万円
災害死亡割増特約	有 1,000万円
後遺障害特約	有 1,000万円
医療共済(入院日額) 200日型	有 10,000円
生活習慣病特約/女性疾病入院特約	有 10,000円
通院特約(通院日額)	有 5,000円
先進医療特約	有

ご加入例 10年・20年・30年満期(年払/月払)

男性 (単位:円)

加入年齢	10年満期		20年満期		30年満期	
	年払	月払	年払	月払	年払	月払
15	174,040	15,571	126,640	11,441	115,750	10,451
20	180,410	16,081	133,040	12,031	124,630	11,181
25	185,390	16,581	140,550	12,671	137,160	12,251
30	191,550	17,111	150,880	13,441	156,020	13,961
35	201,880	17,991	168,080	15,061	184,810	16,531
40	217,040	19,321	195,100	17,451	227,290	20,211
45	242,190	21,521	236,320	20,961	288,700	25,611
50	283,310	25,131	297,050	26,391	375,730	33,121
55	343,340	30,391	383,850	33,931	-	-
60	428,430	37,861	506,870	44,781	-	-
65	549,870	48,631	-	-	-	-
70	728,330	64,271	-	-	-	-

女性 (単位:円)

加入年齢	10年満期		20年満期		30年満期	
	年払	月払	年払	月払	年払	月払
15	175,290	15,591	132,450	11,911	121,370	10,921
20	188,230	16,841	141,640	12,751	130,510	11,761
25	196,650	17,581	149,300	13,441	139,630	12,641
30	201,270	17,981	155,830	14,031	149,430	13,481
35	207,780	18,571	165,020	14,871	163,680	14,661
40	216,350	19,311	178,280	16,041	183,860	16,471
45	228,550	20,391	197,330	17,711	213,830	19,131
50	247,010	21,961	224,990	20,011	259,030	23,141
55	274,090	24,381	266,060	23,621	-	-
60	312,290	27,801	328,870	29,221	-	-
65	369,340	32,761	-	-	-	-
70	461,300	40,861	-	-	-	-

※上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

- *1 高度障害となった場合には、翌年以後継続して高度障害の状態で生存していることを条件にお支払いします。
- *2 海難事故には、海、河川、湖沼への転落または、それらにおける遊泳中に発生した事故を含みます。なお、海難事故と交通事故は重複してお支払いしません。
- *3 第1級後遺障害の状態となり、30日を経過し生存しているときは、高度障害共済金とは別にお支払いします。
- *4 統合失調症等は通算入院日数700日まで
- *5 頭がい、せき柱、体幹、四肢の骨折、筋、腱の断裂または靭帯の損傷の場合、所定のギプス固定期間を通院保障(手、足関節以上)
- *6 統合失調症等は通算通院日数350日まで
- *7 打撲、擦過傷、挫傷、捻挫、挫創、挫滅創または切創の場合は、1回の通院日数は最高45日まで
- 生活習慣病とは
[がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患]
- 女性疾病とは
[乳がん、子宮頸がんを含む各種がん、切迫産前など妊娠・分娩にかかる疾患、子宮筋腫、卵巣腫瘍、関節リウマチ、心疾患、脳血管疾患など]
- 先進医療とは、治療を受けられたときにおいて厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。
- 先進医療にかかる手術や放射線治療のほか、検査や診断も保障。

B type

万一の場合と医療の保障
バランスよく備えたい男性の方に…

5型 / 100万円 加入年齢 15歳~75歳 5・10・15・20・25・30年満期

主な保障

万一のとき			入院したとき			その他	
病気	災害	海難・交通事故	病気	ケガ	生活習慣病	通院	先進医療
500万円	1,000万円	150万円上乗せ	1日 5,000円	1日 5,000円	1日 5,000円上乗せ	1日 2,500円	通算 2,000万円

万一

定期満期共済	100万円
定期特約	400万円
災害死亡割増特約	500万円
後遺障害特約	最高 500万円

医療

医療共済(200日型)	1日 5,000円
生活習慣病特約(200日型)	1日 5,000円
通院特約	1日 2,500円
先進医療特約	通算 2,000万円

満期共済金
100万円

共済掛金(男性) (単位:円)

加入年齢	10年満期		20年満期		30年満期	
	年払	月払	年払	月払	年払	月払
15	137,340	12,196	88,365	7,916	74,400	6,676
20	140,535	12,456	91,515	8,206	78,755	7,031
25	143,015	12,706	95,175	8,521	84,860	7,551
30	146,000	12,961	100,230	8,891	94,020	8,386
35	151,030	13,391	108,630	9,686	107,985	9,631
40	158,490	14,046	121,800	10,851	128,515	11,411
45	170,790	15,121	141,845	12,561	158,100	14,011
50	190,860	16,881	171,275	15,191	199,930	17,621
55	220,090	19,441	213,175	18,831	-	-
60	261,305	23,061	272,370	24,056	-	-
65	319,845	28,256	-	-	-	-
70	405,605	35,771	-	-	-	-

※上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

満期

C type

追加で
万一や医療保障を手厚くしたい男性の方に…

100型 / 10万円 加入年齢 30歳~50歳 5・10・15・20・25・30年満期

主な保障

万一のとき			入院したとき			その他	
病気	災害	海難・交通事故	病気	ケガ	生活習慣病	通院	先進医療
1,000万円	2,000万円	300万円上乗せ	1日 5,000円	1日 5,000円	1日 5,000円上乗せ	1日 2,500円	通算 2,000万円

万一

定期満期共済	10万円
定期特約	990万円
災害死亡割増特約	1,000万円
後遺障害特約	最高 1,000万円

医療

医療共済(200日型)	1日 5,000円
生活習慣病特約(200日型)	1日 5,000円
通院特約	1日 2,500円
先進医療特約	通算 2,000万円

満期共済金
10万円

共済掛金(男性) (単位:円)

加入年齢	10年満期		20年満期		30年満期	
	年払	月払	年払	月払	年払	月払
30	76,615	6,945	-	-	-	-
35	84,888	7,643	-	-	-	-
40	95,814	8,616	111,520	10,039	148,919	13,275
45	113,809	10,186	142,582	12,680	198,820	17,655
50	144,361	12,877	190,395	16,963	272,283	24,026

※上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

満期

D type

万一の場合と医療の保障を
バランスよく備えたい女性の方に…

3型 / 100万円 加入年齢 15歳~75歳 5・10・15・20・25・30年満期

主な保障

万一のとき			入院したとき			その他	
病気	災害	海難・交通事故	病気	ケガ	生活習慣病・女性疾病	通院	先進医療
300万円	600万円	90万円上乗せ	1日 5,000円	1日 5,000円	1日 5,000円上乗せ	1日 2,500円	通算 2,000万円

万一

定期満期共済	100万円
定期特約	200万円
災害死亡割増特約	300万円
後遺障害特約	最高 300万円

医療

医療共済(200日型)	1日 5,000円
女性疾病入院特約(200日型)	1日 5,000円
通院特約	1日 2,500円
先進医療特約	通算 2,000万円

満期共済金
100万円

共済掛金(女性) (単位:円)

加入年齢	10年満期		20年満期		30年満期	
	年払	月払	年払	月払	年払	月払
15	131,880	11,636	85,405	7,601	71,180	6,341
20	138,185	12,241	89,710	7,996	75,275	6,716
25	142,220	12,586	93,115	8,296	79,210	7,086
30	144,150	12,766	95,780	8,546	83,190	7,441
35	146,695	12,996	99,495	8,881	88,945	7,921
40	150,155	13,301	104,905	9,351	97,000	8,646
45	155,175	13,731	112,715	10,031	108,545	9,651
50	162,820	14,381	123,830	10,956	125,040	11,126
55	173,965	15,396	139,640	12,356	-	-
60	189,185	16,746	162,265	14,376	-	-
65	210,485	18,596	-	-	-	-
70	242,250	21,396	-	-	-	-

※上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

満期

E type

医療保障を重視したい
女性の方に…

1型 / 10万円 加入年齢 15歳~75歳 5・10・15・20・25・30年満期

主な保障

万一のとき			入院したとき			その他	
病気	災害	海難・交通事故	病気	ケガ	生活習慣病・女性疾病	通院	先進医療
10万円	10万円	300万円上乗せ	1日 10,000円	1日 10,000円	1日 10,000円上乗せ	1日 5,000円	通算 2,000万円

万一

定期満期共済	10万円
医療共済(200日型)	1日 10,000円
女性疾病入院特約(200日型)	1日 10,000円
通院特約	1日 5,000円
先進医療特約	通算 2,000万円

医療

満期共済金
10万円

共済掛金(女性) (単位:円)

加入年齢	10年満期		20年満期		30年満期	
	年払	月払	年払	月払	年払	月払
15	54,691	4,815	58,570	5,221	61,638	5,473
20	66,848	5,966	66,527	5,971	68,798	6,124
25	74,503	6,616	72,387	6,472	75,263	6,725
30	77,512	6,917	76,352	6,873	81,184	7,277
35	80,980	7,219	81,726	7,326	89,665	7,980
40	85,905	7,671	89,757	8,028	101,358	9,034
45	93,434	8,274	101,499	9,032	117,270	10,389
50	105,027	9,277	117,711	10,387	137,819	12,248
55	121,838	10,833	139,206	12,296	-	-
60	143,532	12,741	166,115	14,710	-	-
65	170,387	15,055	-	-	-	-
70	203,424	17,980	-	-	-	-

※上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

A~E type はプランの一例です。詳しくは組合までお問い合わせください。



ご契約後3年目・6年目・9年目に中途給付金をお支払いします。



万一の保障

万一の死亡・高度障害を保障。3年ごとの中途給付と満期共済金をお支払い。

共済期間中、病気やケガで万一の場合に**死亡共済金・高度障害共済金**をお支払いします。所定の高度障害となった後も、**生存を条件に高度障害共済金の10%を5年間お支払い**します。そして3年ごとの給付金と満期共済金をお支払いします。



災害事故を手厚く保障。災害死亡割増特約

不慮の事故による万一のとき、死亡共済金・高度障害共済金に**共済金を上乗せ**します。海難事故や交通事故で万一の場合は、さらに給付金を上乗せしてお支払いします。



海難事故で万一のとき

海難特別給付金
災害死亡割増特約共済金額の**30%上乗せ**



交通事故で万一のとき

交通事故割増給付金
災害死亡割増特約共済金額の**30%上乗せ**

ご存じですか?

2018年は1年間で **漁船の海難事故 約540件** **交通事故 約43万件** 発生しています。

「平成30年海難の現況と対策」(海上保安庁)、「平成30年中の交通事故の発生状況」(警察庁)をもとに作成

後遺障害を手厚くサポート。後遺障害特約

大きなケガから小さなケガまで体の隅々にわたる後遺障害を等級別に1~12級まで、**153項目にわたり幅広く保障**します。

医療保障はご要望に応じて、各種特約をお選びいただけます。

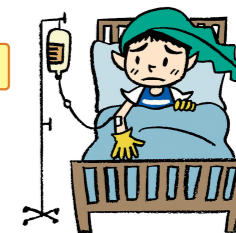
医療共済	生活習慣病特約 女性疾病入院特約	通院特約	先進医療特約
あり 60日 200日 1,200日	あり	あり	あり
なし	なし	なし	なし

※医療共済の1回の入院支払限度日数は特約の付加により変更することができます。
※先進医療特約は病気やケガを保障する場合の医療共済に付加できます。

医療の保障

病気やケガでの入院をしっかりと保障。医療共済

入院日額を1万円に設定した場合、共済期間中は1万円×入院した日数をお支払いします。しかも、入院が5日未満(日帰りを含む)であっても、5日分の共済金をお支払いします。



がん治療を応援。入院日数無制限で保障します。医療共済

がんによる入院の場合は、**日数無制限**※で保障します。
※がん以外の病気・ケガによる1回の入院は200日(1,200日、60日も選べます)まで。

幅広い手術・放射線治療を保障。医療共済

公的医療保険制度の対象となる**手術・放射線治療**※について、下図のとおりお支払いします。

※「創傷処理」や「抜歯手術」などの手術を除きます。

	公的医療保険制度の対象となる手術	公的医療保険制度の対象となる治療
手術保障	入院中の手術 入院日額の 20倍	入院日額の 10倍 総放射線量にかかわらず 60日に1回 の支払い
	入院中の開頭・開胸術 入院日額の 40倍	
	外来の手術 入院日額の 5倍	
放射線治療		

生活習慣病や女性特有の病気にしっかりと備える。生活習慣病特約 女性疾病入院特約

生活習慣病や女性特有の病気での入院・手術・放射線治療について手厚く保障したい方に、**共済金を上乗せ**してお支払いします。

生活習慣病特約
がん、糖尿病、心疾患、
高血圧性疾患、
脳血管疾患

女性に多い病気
関節リウマチ、
甲状腺腫、尿路結石、
鉄欠乏性貧血…

女性特有の病気
乳がん、子宮がん、
子宮筋腫、
切迫流産…



ケガや病気の通院保障。ギプスでも保障。通院特約

ケガで5日以上通院した場合、**通院日数分**の共済金をお支払いします。病気やケガで入院した場合は、**退院後の通院日数分**をお支払いします。
※ケガによる骨折や筋・腱・靭帯損傷での所定のギプスを装着した場合、その固定期間について通院したものとみなします。
※がんの場合は、退院日の翌日から200日以内の通院を通算日数無制限で保障。

通算2,000万円までの先進医療保障。先進医療特約

全額自己負担(公的医療保険制度の対象外)である先進医療を**通算2,000万円まで**保障。「先進医療にかかる技術料」に相当する金額をお支払いします。

A type

5型 / 100万円

加入年齢 15歳～68歳

12年満期

※据置割戻金は、今後の経済情勢や決算状況により支払われないことがあります。

主な保障

万一のとき			入院したとき		その他		
病気	災害	海難・交通事故	病気	ケガ	生活習慣病・女性疾病	通院	先進医療
500万円	1,000万円	150万円上乗せ	1日 10,000円	1日 10,000円	1日 10,000円上乗せ	1日 5,000円	通算 2,000万円



万一の保障

後遺障害

病気	万一のとき	500	万円
	高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)	500	万円 (50万円×最高5回 *1)
災害	万一のとき	1,000	万円
	高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)	1,000	万円 (100万円×最高5回 *1)
	海難事故で万一のとき *2	150	万円上乗せ
	交通事故で万一のとき	150	万円上乗せ
	後遺障害のとき *3	(1級) 500	万円 ~ (12級) 10



医療の保障

充実した医療の保障

病気・ケガ	入院したとき	がんは1入院・通算入院日数無制限 日帰りから保障! 5日未満でも 5日分お支払い!	病気 1日あたり 10,000円 ケガ 1日あたり 10,000円	がん以外1入院200日まで通算入院日数無制限 *4 1入院200日まで、通算入院日数無制限 *4
	手術したとき		病気 入院中の開頭・開胸術 40万円 ケガ 入院中の開頭・開胸術 40万円	入院中の手術 20万円 外来の手術 5万円 入院中の手術 20万円 外来の手術 5万円
	放射線治療を受けたとき		病気 1回あたり 10万円 ケガ 1回あたり 10万円	60日以内のお支払いは1回まで 60日以内のお支払いは1回まで
生活習慣病・女性疾病	通院したとき	がんは退院日の翌日から200日以内の通院を日数無制限で保障! ギプス固定期間も保障! *5	病気 1日あたり 5,000円 ケガ 1日あたり 5,000円	1回の通院を初日から最高30日まで、がん以外通算通院日数600日まで *6 病気で入院後1日以上通院したときに初日から保障します。 がんは通算通院日数無制限 1回の通院を初日から最高90日まで、通算通院日数600日まで *6 *7 5日以上通院したとき、あるいは入院後1日以上通院したときに初日から保障します。
	入院したとき	がんは1入院・通算入院日数無制限	1日あたり 10,000円上乗せ	がん以外1入院200日まで、通算入院日数無制限
	手術したとき		入院中の開頭・開胸術 40万円上乗せ 手術 20万円上乗せ	入院中の手術 20万円上乗せ 外来の手術 5万円上乗せ
先進医療	放射線治療を受けたとき		1回あたり 10万円上乗せ	60日以内のお支払いは1回まで
	先進医療で治療等を受けたとき		1回あたり 2,000万円 ~ 1万円	◎先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合 『先進医療にかかる技術料』 ◎先進医療にかかる技術料が1万円未満の場合『1万円』 ◎共済期間中の通算限度額は、2,000万円。

12年満期 保障内容

養老共済	100万円
定期特約	有 400万円
災害死亡割増特約	有 500万円
後遺障害特約	有 500万円
医療共済(入院日額) 200日型	有 10,000円
生活習慣病特約/女性疾病入院特約	有 10,000円
通院特約(通院日額)	有 5,000円
先進医療特約	有
中途給付特約	有

ご加入例 12年満期(年払/月払)

加入年齢	12年満期 (単位:円)		加入年齢	12年満期 (単位:円)	
	年払	月払		年払	月払
15	142,680	12,711	15	147,660	13,311
20	148,090	13,161	20	158,870	14,161
25	152,740	13,611	25	166,320	14,821
30	158,090	14,051	30	170,350	15,211
35	166,330	14,701	35	175,680	15,661
40	180,060	15,951	40	183,100	16,301
45	202,680	17,981	45	194,080	17,311
50	237,290	21,001	50	210,370	18,651
55	286,240	25,341	55	234,070	20,791
60	351,540	31,101	60	266,520	23,571
65	440,190	38,761	65	312,520	27,671
68	508,880	44,861	68	350,440	31,051

※上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

- *1 高度障害となった場合には、翌年以後継続して高度障害の状態で生存していることを条件にお支払いします。
- *2 海難事故には、海、河川、湖沼への転落または、それらにおける遊泳中に発生した事故を含みます。なお、海難事故と交通事故は重複してお支払いしません。
- *3 第1級後遺障害の状態となり、30日を経過し生存しているときは、高度障害共済金とは別にお支払いします。
- *4 統合失調症等は通算入院日数700日まで
- *5 頭がい、せき柱、体幹、四肢の骨折、筋、腱の断裂または靭帯の損傷の場合、所定のギプス固定期間を通院保障(手、足関節以上)
- *6 統合失調症等は通算通院日数350日まで
- *7 打撲、擦過傷、挫傷、捻挫、挫創、挫滅創または切創の場合は、1回の通院日数は最高45日まで
- 生活習慣病とは
[がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患]
- 女性疾病とは
[乳がん、子宮頸がんを含む各種がん、切迫産産など妊娠・分娩にかかる疾患、子宮筋腫、卵巣腫瘍、関節リウマチ、心疾患、脳血管疾患など]
- 先進医療とは、治療を受けられたときにおいて厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。
- 先進医療にかかる手術や放射線治療のほか、検査や診断も保障。

B type 1型 / 200万円

加入年齢 15歳～68歳

12年満期

※据置割戻金は、今後の経済情勢や決算状況により支払われないことがあります。

主な保障

万一のとき	入院したとき	その他
病気 200万円 災害 400万円 海難・交通事故 60万円上乗せ	病気 1日 5,000円 ケガ 1日 5,000円	生活習慣病・女性疾病 1日 5,000円上乗せ 通院 1日 2,500円 先進医療 通算 2,000万円

短期の計画に備えて

ご加入

3年後 中途給付金 40万円

6年後 中途給付金 40万円

9年後 中途給付金 40万円

12年後 満期共済金 80万円
+据置割戻金
+満期時割戻金

万一の保障

後遺障害

病気	万一のとき	200	万円
	高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)	200	万円 (20万円×最高5回*1)
災害	万一のとき	400	万円
	高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)	400	万円 (40万円×最高5回*1)
	海難事故で万一のとき*2	60	万円上乗せ
	交通事故で万一のとき	60	万円上乗せ
	後遺障害のとき*3	(1級) 200	万円 ~ (12級) 4



医療の保障

充実した医療の保障

病気・ケガ	入院したとき	がんは1入院・通算入院日数無制限 日帰りから保障! 5日未満でも5日分お支払い!	病気 1日あたり 5,000円 ケガ 1日あたり 5,000円	がん以外1入院200日まで通算入院日数無制限*4 1入院200日まで、通算入院日数無制限*4
	手術したとき		病気 入院中の開頭・開胸術 20万円 ケガ 入院中の開頭・開胸術 20万円	入院中の手術 10万円 外来の手術 2.5万円
病気・ケガ	放射線治療を受けたとき		病気 1回あたり 5万円 ケガ 1回あたり 5万円	60日以内のお支払いは1回まで 60日以内のお支払いは1回まで
	通院したとき	がんは退院日の翌日から200日以内の通院を日数無制限で保障! ギプス固定期間も保障!*5	病気 1日あたり 2,500円 ケガ 1日あたり 2,500円	1回の通院を初日から最高30日まで、がん以外通算通院日数600日まで*6 がんは通算通院日数無制限 1回の通院を初日から最高90日まで、通算通院日数600日まで*6*7 5日以上通院したとき、あるいは入院後1日以上通院したときに初日から保障します。
生活習慣病・女性疾病	入院したとき	がんは1入院・通算入院日数無制限	1日あたり 5,000円上乗せ	がん以外1入院200日まで、通算入院日数無制限
	手術したとき		入院中の開頭・開胸術 20万円上乗せ 入院中の手術 10万円上乗せ	外来の手術 2.5万円上乗せ
	放射線治療を受けたとき		1回あたり 5万円上乗せ	60日以内のお支払いは1回まで
先進医療	先進医療で治療等を受けたとき		1回あたり 2,000万円 ~ 1万円	◎先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合 『先進医療にかかる技術料』 ◎先進医療にかかる技術料が1万円未満の場合『1万円』 ◎共済期間中の通算限度額は、2,000万円。

12年満期 保障内容

養老共済	200万円
定期特約	無
災害死亡割増特約	有 200万円
後遺障害特約	有 200万円
医療共済(入院日額) 200日型	有 5,000円
生活習慣病特約/女性疾病入院特約	有 5,000円
通院特約(通院日額)	有 2,500円
先進医療特約	有
中途給付特約	有

ご加入例 12年満期(年払/月払)

加入年齢	男性 (単位:円)		女性 (単位:円)	
	年払	月払	年払	月払
15	198,060	17,466	15	200,830
20	200,725	17,686	20	206,410
25	202,995	17,906	25	210,085
30	205,395	18,091	30	211,970
35	209,130	18,391	35	214,445
40	215,525	18,986	40	217,905
45	225,960	19,916	45	223,100
50	241,695	21,291	50	230,760
55	263,545	23,216	55	241,865
60	291,815	25,716	60	256,705
65	328,920	28,936	65	276,925
68	356,900	31,406	68	292,970

※上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

- *1 高度障害となった場合には、翌年以後継続して高度障害の状態で生存していることを条件にお支払いします。
- *2 海難事故には、海、河川、湖沼への転落または、それらにおける遊泳中に発生した事故を含みます。なお、海難事故と交通事故は重複してお支払いしません。
- *3 第1級後遺障害の状態となり、30日を経過し生存しているときは、高度障害共済金とは別にお支払いします。
- *4 統合失調症等は通算入院日数700日まで
- *5 頭がい、せき柱、体幹、四肢の骨折、筋、腱の断裂または靭帯の損傷の場合、所定のギプス固定期間を通院保障(手、足関節以上)
- *6 統合失調症等は通算通院日数350日まで
- *7 打撲、擦過傷、挫傷、挫創、挫滅創または切創の場合は、1回の通院日数は最高45日まで
- 生活習慣病とは
[がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患]
- 女性疾病とは
[乳がん、子宮頸がんを含む各種がん、切迫流産など妊娠・分娩にかかる疾患、子宮筋腫、卵巣腫瘍、関節リウマチ、心疾患、脳血管疾患など]
- 先進医療とは、治療を受けられたときにおいて厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。
- 先進医療にかかる手術や放射線治療のほか、検査や診断も保障。

A,B type はプランの一例です。詳しくは組合までお問い合わせください。

1 共済制度の仕組みおよび引受条件等について

(1) 共済制度の仕組み

- ①定期満期共済は、被共済者が満期まで生存されたとき、または共済期間内に死亡し、または高度障害の状態になられたときに共済金をお支払いする共済です。
- ②定期満期共済は、医療共済を合わせて契約することができます。
- ③共済金のお支払いについて

●定期満期共済の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
死亡共済金	被共済者が共済期間内に死亡したこと。	定期満期共済の共済金額	死亡共済金受取人
高度障害共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた傷害または疾病により、共済期間内に高度障害になったこと。	定期満期共済の共済金額	被共済者
高度障害特別給付金	高度障害共済金を支払った場合であって、その高度障害共済金の支払事由が発生した日の翌日以後5年の間に到来するその支払事由が発生した日の年の応当日に、被共済者が継続して高度障害の状態であること。	高度障害共済金の額×10%	被共済者
満期共済金	被共済者が共済期間が満了するまで生存していたこと。	定期満期共済の共済金額	満期共済金受取人

●医療共済の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人	
入院共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に入院したこと。	医療共済の共済金額×入院日数	被共済者	
入院初期特別給付金	被共済者が入院共済金の支払われる入院をし、その入院日数が5日未満となったこと。	医療共済の共済金額×(5日-入院日数)	被共済者	
手術共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に手術を受けたこと。	ア.入院中の手術	医療共済の共済金額×20	被共済者
		イ.入院中の開頭術または開胸術	アの共済金額+医療共済の共済金額×20	
		ウ.外来手術	医療共済の共済金額×5	
放射線治療共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に放射線治療を受けたこと。	医療共済の共済金額×10	被共済者	

(2) 共済期間

- 定期満期共済の共済期間は、5年、10年、15年、20年、25年、30年のいずれかから選択できます。

(3) 引受条件

①加入年齢

- 被共済者の加入年齢が0歳～75歳(共済期間、型等により加入できる年齢が変わります。)

②共済金額の最高限度額

共済金の種類	0歳～5歳		6歳～14歳		15歳～60歳		61歳～75歳		契約単位
	告知書扱い	告知書扱い	告知書扱い	診査医扱い	告知書扱い	診査医扱い			
死亡共済金額(定期満期共済+定期特約)	500万円	1,000万円	2,000万円	1億円	1,000万円	2,000万円	10万円		
入院共済金額(医療共済)	5,000円	10,000円	10,000円	25,000円	10,000円	—	1,000円		

(4) 定期満期共済および医療共済に付加できる主な特約

特約名	特約概要	最低限度額	最高限度額	契約単位
定期特約	死亡・高度障害を保障する特約	10万円	—	10万円
災害死亡割増特約	不慮の事故による死亡・高度障害を保障する特約	10万円	5,000万円	10万円
後遺障害特約	不慮の事故による後遺障害を保障する特約	10万円	2,000万円	10万円
長期入院特約	1回の入院支払日数を1,200日限度とする特約	—	—	—
短期入院特約	1回の入院支払日数を60日限度とする特約	—	—	—
生活習慣病特約(男性のみ付加可)	男性に対して特定の疾病による入院、手術および放射線治療を保障する特約	1,000円	10,000円	1,000円
女性疾病入院特約(女性のみ付加可)	女性に対して特定の疾病による入院、手術および放射線治療を保障する特約	1,000円	10,000円	1,000円
通院特約	不慮の事故による通院、または疾病による入院後の通院を保障する特約	500円	5,000円	500円
先進医療特約	先進医療による療養を保障する特約	—	—	—

※被共済者の健康状態によっては、特別支払条件特約を付加してお引受する場合があります。その場合には、共済金の額、共済金額の最高限度等の制限があります。

※長期入院特約および短期入院特約を付加しない場合の1回の入院支払日数は200日限度となります。

※悪性新生物を原因とする入院の1回の入院支払日数は無制限となります。

2 共済掛金について

(1) 共済掛金の算出について

- 被共済者の加入年齢・性別、保障内容、共済期間等により、共済掛金は異なります。

(2) 共済掛金の払込期間について

- 共済期間満了時まで、共済掛金をお払込みいただきます。

(3) 共済掛金の払込方法について

- ①共済掛金の払込方法は、年払、半年払、月払のいずれかからご選択できます。
- ②2回目以降の共済掛金は口座振替により払込むことができます。
*その他共済掛金のお取扱いについては、組合担当者にご確認ください。

3 割戻金について

- (1) 割戻金は確定したものではなく、今後の経済情勢、決算結果等により支払われないことがあります。

- (2) 割戻金は、共済掛金から差し引いて割り戻すことができません。割戻金据置特約を付加している場合には、死亡または満期共済金のお支払い時等に据置かれた割戻金をお支払します。

参考資料

〈後遺障害等級表より抜粋〉

等級	後遺障害の状態	支払率
第1級	両眼の視力が0.02以下になったもの	100%
第2級	1上肢を手関節以上で失ったもの	80%
第3級	両足の足指の全部を失ったもの	70%
第4級	両眼の視力が0.1以下になったもの	60%
第5級	1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったもの	50%
第6級	せき柱に運動障害を残すもの	40%

等級	後遺障害の状態	支払率
第7級	1足の足指の全部の用を全く永久に失ったもの	30%
第8級	1足の母指を失ったもの	20%
第9級	1手の母指および示指以外の1手指を失ったもの	10%
第10級	1足の第2足指以下の1足指を失ったもの	5%
第11級	1耳の耳かくの大部分を欠損したもの	3%
第12級	1手の母指および示指以外の指骨の一部を失ったもの	2%

〈疾病重度障害状態〉

1	両眼の視力が0.06以下になったもの
2	1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの
3	両耳の聴力を全く永久に失ったもの
4	そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの
5	1上肢を手関節以上で失ったもの
6	1上肢の用を全く永久に失ったもの
7	両手の手指の用を全く永久に失ったもの
8	1下肢を足関節以上で失ったもの
9	1下肢の用を全く永久に失ったもの
10	両足の足指の全部を失ったもの
11	精神に著しい障害(精神活性物質常用障害を除きます。)を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつづことができないもの
12	中枢神経疾患により神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつづことができないもの
13	肺機能に著しい障害を残したもの

14	心臓疾患により恒久的に心臓ペースメーカーまたは人工弁を装着したもの
15	じん臓の機能を失ったもの
16	肝臓の機能に著しい障害を残したもの
17	人工肛門を造設し、かつ、尿路変更術を施したもの、完全尿失禁状態にあるものまたはカテーテル留置もしくは自己導尿の常時施行を必要とするもの
18	インシュリン治療を受け、かつ、糖代謝障害による合併症を原因として増殖性硝子体網膜症手術を受けたもの
19	じん臓移植を受けたもの(自家じん臓移植を除きます。)
20	肝移植を受けたもの
21	心臓移植を受けたもの(心臓弁移植を除きます。)
22	肺移植を受けたもの
23	すい臓移植を受けたもの(すい臓移植を除きます。)
24	小腸移植を受けたもの
25	すい臓の全摘出術を受けたもの
26	ぼうこうの全摘出術を受けたもの

※ケガにより所定の後遺障害の状態となった場合又は、病気により重度の障害状態となった場合に共済掛金の払込みは免除されます。

〈通院共済金のお支払い事由〉

- 被共済者がこの特約の効力発生の日または、復活の日以後の不慮の事故により、その不慮の事故のあった日から30日以内に通院し、通院日数が5日以上となったとき。ただし、その事故のあった日から、180日以内の通院に限ります。
- 被共済者が不慮の事故により入院(入院共済金が支払われた、または支払われることとなったものに限る。)し、その入院の退院日の翌日から120日以内に通院したとき。
- 被共済者が疾病により入院(入院共済金を支払い、または支払うこととなったものに限る)し、その入院の退院日の翌日から120日以内※に通院したとき。
※悪性新生物を原因とする場合は200日以内となります。

〈先進医療共済金について〉

- 先進医療共済金は、公的医療保険制度における評価療養のうち、療養を受けられた日において、厚生労働大臣の定める先進医療に該当する場合にお支払いします。
- なお、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。

1 共済制度の仕組みおよび引受条件等について

(1) 共済制度の仕組み

- ① 中途給付共済は、被共済者が契約後3年、6年、9年、満期まで生存しているとき、または共済期間内に死亡し、または高度障害の状態になられたときに共済金をお支払いする共済です。
- ② 中途給付共済は、医療共済を合わせて契約することができます。
- ③ 共済金のお支払いについて

● 中途給付共済の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
死亡共済金	被共済者が共済期間内に死亡したこと。	中途給付共済の共済金額	死亡共済金受取人
高度障害共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた傷害または疾病により、共済期間内に高度障害になったこと。	中途給付共済の共済金額	被共済者
高度障害特別給付金	高度障害共済金を支払った場合であって、その高度障害共済金の支払事由が発生した日の翌日以後5年の間に到来するその支払事由が発生した日の年の応当日に、被共済者が継続して高度障害の状態が生じていたこと。	高度障害共済金の額×10%	被共済者
中途給付金	被共済者が共済契約の契約日から3年、6年または9年の期間が満了する時まで生存していたこと。	中途給付共済の共済金額×20%	満期共済金受取人
満期共済金	被共済者が共済期間が満了するまで生存していたこと。	中途給付共済の共済金額×40%	満期共済金受取人

● 医療共済の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人	
入院共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に入院したこと。	医療共済の共済金額×入院日数	被共済者	
入院初期特別給付金	被共済者が入院共済金の支払われる入院をし、その入院日数が5日未満となったこと。	医療共済の共済金額×(5日-入院日数)	被共済者	
手術共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に手術を受けたこと。	ア.入院中の手術	医療共済の共済金額×20	被共済者
		イ.入院中の開頭術または開胸術	アの共済金額+医療共済の共済金額×20	
		ウ.外来手術	医療共済の共済金額×5	
放射線治療共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に放射線治療を受けたこと。	医療共済の共済金額×10	被共済者	

(2) 共済期間

- ・ 中途給付共済の共済期間は、12年です。

(3) 引受条件

- ① 加入年齢
・ 被共済者の加入年齢が0歳～68歳

共済金の種類	0歳～5歳		6歳～14歳		15歳～60歳		61歳～68歳		契約単位
	告知書扱い	告知書扱い	告知書扱い	診査医扱い	告知書扱い	診査医扱い			
死亡共済金(中途給付共済+定期特約)	500万円	1,000万円	2,000万円	1億円	1,000万円	2,000万円	10万円		
入院共済金額(医療共済)	5,000円	10,000円	10,000円	25,000円	10,000円	—	1,000円		

(4) 中途給付共済および医療共済に付加できる主な特約

特約名	特約概要	最低限度額	最高限度額	契約単位
定期特約	死亡・高度障害を保障する特約	10万円	—	10万円
災害死亡割増特約	不慮の事故による死亡・高度障害を保障する特約	10万円	5,000万円	10万円
後遺障害特約	不慮の事故による後遺障害を保障する特約	10万円	2,000万円	10万円
長期入院特約	1回の入院支払日数を1,200日限度とする特約	—	—	—
短期入院特約	1回の入院支払日数を60日限度とする特約	—	—	—
生活習慣病特約(男性のみ付加可)	男性に対して特定の疾病による入院、手術および放射線治療を保障する特約	1,000円	10,000円	1,000円
女性疾病入院特約(女性のみ付加可)	女性に対して特定の疾病による入院、手術および放射線治療を保障する特約	1,000円	10,000円	1,000円
通院特約	不慮の事故による通院、または疾病による入院後の通院を保障する特約	500円	5,000円	500円
先進医療特約	先進医療による療養を保障する特約	—	—	—

※被共済者の健康状態によっては、特別支払条件特約を付加してお引受する場合があります。その場合には、共済金の額、共済金額の最高限度等の制限があります。

※長期入院特約および短期入院特約を付加しない場合の1回の入院支払日数は200日限度となります。

※悪性新生物を原因とする入院の1回の入院支払日数は無制限となります。

2 共済掛金について

(1) 共済掛金の算出について

- ・ 被共済者の加入年齢・性別、保障内容等により、共済掛金は異なります。

(2) 共済掛金の払込期間について

- ・ 共済期間の満了時まで、共済掛金をお払込みいただきます。

(3) 共済掛金の払込方法について

- ① 共済掛金の払込方法は、年払、半年払、月払のいずれかからご選択できます。
- ② 2回目以降の共済掛金は口座振替により払込むことができます。
*その他共済掛金のお取扱いについては、組合担当者にご確認ください。

3 割戻金について

- (1) 割戻金は確定したのではなく、今後の経済情勢、決算結果等により支払われないことがあります。

- (2) 割戻金は、死亡共済金が支払われる等の共済契約が消滅するとき、または共済期間が満了するまで据え置いています。

4 解約返戻金について

- (1) やむを得ずご契約を解約された場合であっても、ご契約時の年齢や共済期間などに応じて算出された解約返戻金をお支払いします。

- (2) ご契約後短期間で解約された場合は、解約返戻金がない場合があります。

- (3) 医療共済および付加する特約(災害死亡割増特約、後遺障害特約、長期入院特約、短期入院特約、生活習慣病特約、女性疾病入院特約、通院特約、先進医療特約)には、解約返戻金はありません。

5 共済金をお支払いできない場合について

- ・ ご契約関係者の故意または重大な過失、運転資格を持たないで運転している間、または酒気帯び運転している間などによる事故については、共済金をお支払いできません。

参考資料

〈後遺障害等級表より抜粋〉

等級	後遺障害の状態	支払率
第1級	両眼の視力が0.02以下になったもの	100%
第2級	1上肢を手関節以上で失ったもの	80%
第3級	両足の足指の全部を失ったもの	70%
第4級	両眼の視力が0.1以下になったもの	60%
第5級	1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったもの	50%
第6級	せき柱に運動障害を残すもの	40%

等級	後遺障害の状態	支払率
第7級	1足の足指の全部の用を全く永久に失ったもの	30%
第8級	1足の母指を失ったもの	20%
第9級	1手の母指および示指以外の1手指を失ったもの	10%
第10級	1足の第2足指以下の1足指を失ったもの	5%
第11級	1耳の耳かくの大部分を欠損したもの	3%
第12級	1手の母指および示指以外の指骨の一部を失ったもの	2%

〈疾病重度障害状態〉

1	両眼の視力が0.06以下になったもの
2	1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの
3	両耳の聴力を全く永久に失ったもの
4	そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの
5	1上肢を手関節以上で失ったもの
6	1上肢の用を全く永久に失ったもの
7	両手の手指の用を全く永久に失ったもの
8	1下肢を足関節以上で失ったもの
9	1下肢の用を全く永久に失ったもの
10	両足の足指の全部を失ったもの
11	精神に著しい障害(精神活性物質常用障害を除きます。)を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつづことができないもの
12	中枢神経疾患により神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつづことができないもの
13	肺機能に著しい障害を残したもの

14	心臓疾患により恒久的に心臓ペースメーカーまたは人工弁を装着したもの
15	じん臓の機能を失ったもの
16	肝臓の機能に著しい障害を残したもの
17	人工肛門を造設し、かつ、尿路変更術を施したもの、完全尿失禁状態にあるものまたはカテーテル留置もしくは自己導尿の常時施行を必要とするもの
18	インシュリン治療を受け、かつ、糖代謝障害による合併症を原因として増殖性硝子体網膜症手術を受けたもの
19	じん臓移植を受けたもの(自家じん臓移植術を除きます。)
20	肝移植を受けたもの
21	心臓移植を受けたもの(心臓弁移植術を除きます。)
22	肺移植を受けたもの
23	すい臓移植を受けたもの(すい臓移植術を除きます。)
24	小腸移植を受けたもの
25	すい臓の全摘出術を受けたもの
26	ぼうこうの全摘出術を受けたもの

※ケガにより所定の後遺障害の状態となった場合又は、病気により重度の障害状態となった場合に共済掛金の払込みは免除されます。

〈通院共済金のお支払い事由〉

- ・ 被共済者がこの特約の効力発生の日または、復活の日以後の不慮の事故により、その不慮の事故のあった日から30日以内に通院し、通院日数が5日以上となったとき。ただし、その事故のあった日から、180日以内の通院に限ります。
- ・ 被共済者が不慮の事故により入院(入院共済金が支払われた、または支払われることとなったものに限る。)し、その入院の退院日の翌日から120日以内に通院したとき。
- ・ 被共済者が疾病により入院(入院共済金を支払い、または支払うこととなったものに限る)し、その入院の退院日の翌日から120日以内※に通院したとき。
※悪性新生物を原因とする場合は200日以内となります。

〈先進医療共済金について〉

- ・ 先進医療共済金は、公的医療保険制度における評価療養のうち、療養を受けられた日において、厚生労働大臣の定める先進医療に該当する場合にお支払いします。
- ・ なお、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。